

中小企業人材オンライン スキルアップ支援事業について(東京都)

都内中小企業等が従業員に対して行う、eラーニングを利用した職業訓練
(職務や業務に必要な知識や技能の習得と向上、又は資格等に関する訓練)に係る経費の助成金です。

主な申請要件	<p>次の要件を満たす都内中小企業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 都内に本社又は主たる事業所があること。 訓練に要する経費を従業員に負担させていないこと。 助成を受けようとする訓練について 国又は地方公共団体から助成を受けていないこと。など <p>※各要件について、詳しくは「募集要項」をご覧ください</p>
助成対象となる 訓練の要件	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業が従業員に対して行う訓練、又は団体がその構成員の従業員に対して、教育機関等が提供する eラーニングを利用して実施するもの 受講者の職業・職務に必要な知識・技能の習得と向上を目的とする訓練、又は資格の取得を目的とする訓練であること 中小企業又は団体が受講者の受講履歴等を確認できる訓練であること 教育機関の受講案内と受講に係る経費(受講料等)がホームページやパンフレット等で一般に公開されていること
助成対象受講者	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業が雇用する従業員 団体の場合は、団体を構成する企業のうち都内に本社又は主たる事業所(登記された事業所)がある中小企業の従業員 常時勤務する事業所の所在地が都内である者 在宅勤務中や自宅待機の場合は在宅場所を問いません
助成額及び 助成限度額	<p>小規模企業者 : 助成対象経費の3分の2 / 上限27万円</p> <p>その他の中小企業等 : 助成対象経費の2分の1 / 上限20万円</p>
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> 交付申請書等を作成し、その他の提出書類とあわせて申請期間中に郵送してください。 申請期間の締切日必着です。 配達記録が残る簡易書留等の方法により郵送してください。 <p>※郵送以外での申請は受け付けません</p>

中小企業の定義

次の表の資本金の額又は常用労働者数のいずれか一方(又は双方)に該当するものをいいます。ただし、みなし大企業を除きます。

産業分類	資本金の額	常用労働者数
小売業・飲食店	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外の産業	3億円以下	300人以下

小規模企業者

小規模企業者とは、中小企業者のうち、申請日時時点で以下に該当するものをいいます。

産業分類	常時使用する従業員数
小売業・飲食店	5人以下
サービス業	5人以下
卸売業	5人以下
上記以外の産業	20人以下

申請期間

申請は以下の助成対象期間に応じて、受け付けます。(郵送のみ)

申請回	申請期間	助成対象期間	実績報告書提出期限
第1回	令和3年2月17日(水)～3月15日(月)	4月1日(木)～9月30日(木)	11月1日(月)
第2回	3月16日(火)～4月15日(木)	5月1日(土)～10月31日(日)	11月30日(火)
第3回	4月16日(金)～5月17日(月)	6月1日(土)～11月30日(火)	令和4年1月5日(水)
第4回	5月18日(火)～6月15日(火)	7月1日(木)～12月31日(金)	1月31日(月)
第5回	6月16日(水)～7月15日(木)	8月1日(日)～令和4年1月31日(月)	2月28日(月)
第6回	7月16日(金)～8月16日(月)	9月1日(水)～2月28日(木)	3月31日(木)

▼ 詳細は東京都TOKYOはたらくネットのサイトからご覧ください
<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/jinzai/ikusei/skill-up/>